

美加の台第六地区

面積	15,632.37㎡
区画数	81区画
認可年月日	当初認可 H7.2.15
有効期間	15年 自動更新後10年
用途地域	第1種低層住居専用地域

■概要

- 建築物は、東急不動産株式会社及び株式会社南海ホーム（以下「開発者」という。）が造成した土地1区画以上に対し1棟とする。但し、物置、車庫、その他これらに類する付属建物はこの限りではない。
- 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
 - （イ）一戸建専用住宅
 - （ロ）診療所
 - （ハ）その他、第11条に規定する委員会が、良好な住宅地としての環境を損なわないと特に認めた場合に建築することができる建築物
- 建築物の階数は、地階を除く2以下とする。
- 建築物の高さは、本土地の開発完了時の地盤面より9.0m、軒の高さ7.0mをそれぞれ超えてはならない。
- 敷地境界線からの建築物の外壁後退距離は、道路及び歩行者専用道路に接する敷地の部分については1.8m以上とし、その他の部分については1.0m以上とする。但し、この外壁後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次に掲げるものに該当する部分については、この限りでない。
 - （イ）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
 - （ロ）物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。
- 道路に面して設置する塀は、開発完了時の地盤面より1.5mをこえない高さとし、表面化粧の施されていないコンクリートブロック積みとしない。
- 道路に面する既設擁壁には、人工地盤及び石積等の構造物、工作物を設置してはならない。
- 開発完了時の地盤面の高さを変更してはならない。但し、造園及び車庫の築造による一部の変更はこの限りではない。
- 門、車庫等の扉は、開放時に敷地境界線をこえないものとする。
- 道路の隅切部分を車庫の出入口としてはならない。
- 建築物の色彩、形態及び付属建築物、立木の意匠等は良好な住宅地に調和するもので

なければならない。

- 大阪府知事と開発者との間で締結した「自然環境の保全と回復に関する協定」を厳守し、敷地内の空地は極力緑化に努めるものとする。
- 敷地内の汚水桝に雨水を流入させてはならない。